



阿蘇土地改良区職員募集!!

募集人員 若干名
募集資格 高校及び大学卒業を、平成22年3月に卒業見込みの者
職種 一般事務及び土地改良業務
受付期間 8月31日(月)まで
 ※申し込み方法の詳細につきましては、阿蘇土地改良区までご連絡ください。
 ☎34-0749 FAX 23-4150

阿蘇広域行政事務組合 特別養護老人ホーム 阿蘇みやま荘「嘱託職員」採用試験案内

職種	介護職(嘱託職員)
業務内容	食事介助及び入浴介助等の介護業務
採用予定人員	2人程度
受験資格	定年65歳・高齢者介護について意欲のある方
受付期間	時(土・日・祝日を除く)
受付時間	午前9時00分～午後4時00分
受付場所	特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘 TEL:0967-34-0848 〒869-2225 阿蘇市黒川1365番地
試験日時	期日・時間等は適宜申し込みされた方と協議し決定します。
試験場所	阿蘇広域行政事務組合 特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘
試験内容	面接試験
勤務条件	任用期間:平成22年3月31日まで
	勤務時間:
	①日勤A 午前8時20分～午後3時30分(6時間勤務)
	②日勤B 午前10時20分～午後5時30分(6時間勤務)
	③日勤C 午前8時20分～午後5時30分(8時間勤務)
④準夜勤 午後1時10分～午後10時10分(8時間勤務)	
⑤深夜勤 午後10時00分～午前8時30分(8時間勤務)	
	※ただし、基本週30時間、月120時間以内の勤務で、シフト制とし、土・日・祝日に関係なく勤務します。 ※ご家庭の都合上、準夜・深夜勤務が不可能な場合には面接時にご相談ください。
	報酬: 上記勤務の内、①～④は時間給1,050円とし、⑤は8時間勤務の内7時間は時間給1,313円、残り1時間は1,050円となります。
	社会保険等: 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによります。労災保険制度あり。有給休暇は一定の勤務期間終了後対応します。
合否の通知	試験結果(合否)については、本人に文書により通知します

児童扶養手当の現況届は 8月31日までです。

この届は、児童扶養手当を8月以降も引き続き受ける要件を満たしているかの確認、また、所得制限によるその年の8月分から翌7月までの手当の支給額区分を決定するものです。

児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、平成20年4月分の手当から一部支給停止となっています。平成21年8月以降も、同年7月以前と同様に児童扶養手当を受給するためには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色)の提出が必要となりますので現況届と併せて提出をお願い致します。

■現況届に必要な添付書類

- ・手当証書(全額支給停止の人は証書はありません)
- ・健康保険証の写し
- ・養育費に関する申立書(平成20年中に受け取った養育費)

平成21年1月1日に阿蘇市に住所がなかった場合は、前住所地の市区町村長が発行する平成21年度所得証明書が必要

児童扶養手当とは、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため支給される制度です。

支給要件

1. 手当を受けられることができる人
児童を監護している母、または児童を母にかわって養育している方
2. 手当の対象となる児童
18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者、又は、20歳未満の者で心身に障がいのある者(特別児童扶養手当を受給できる程度の障がい)

問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援係
 ☎22-3167
 内牧支所市民係
 ☎32-1111
 波野支所市民係
 ☎24-2001

